

県が策定した3法人の「改革プラン」のポイント

法人名 借入金残高 うち県損失補償額	愛知県出資法人等経営検討委員会「改革案」のポイント（平成21年12月25日）		今回策定の「改革プラン」のポイント
	経営課題	「改革案」の概要	
愛知県私学 振興事業財団 （約462億円 約246億円）	財団の性格上、自主財源を持たず、債務返済の原資が全て県補助金で賄われているため、総務省基準E判定 財団による分割償還スキームは、当初は県の事業費負担の軽減に繋がったが、繰り延べが一巡した現時点では効果なし	私学助成の県直営化を検討（団体の存廃を検討）。ただし、多額の借入金の早期返済が必要なため、慎重な判断が必要 次善の策として、6年借換の停止により損失補償を縮減。なお、返済額の増加に対処可能か、慎重な検討が必要 国の私学助成事業の動向を踏まえた上でプランを策定すべき	平成22年度から、私立高等学校授業料軽減及び私立専修学校高等課程授業料軽減を、財団事業から県直接補助へ変更する。（財団の過去の借入金の償還は、平成31年度までとなる。） その他の事業についても、今後、県直接補助への変更や制度のあり方を検討する。 平成25年度の公益法人移行期限までに、財団の存廃を含めたあり方を決定する。
愛知県農林公社 （約221億円 約178億円）	【農地保有合理化事業】 未売却土地に含み損を抱え、実質的債務超過	所期の事業目的は達したので、未売却土地を残地として早期処分し、農地売買事業を清算	保有土地は、平成24年度までに、差損補填制度の活用や、他用途利用なども検討し、評価損を最小限に止めつつ、早期処分に取り組む。 平成23年度までに全契約地を精査して、採算林と不採算林を選別し、不採算林については、土地所有者と契約継続の是非について協議する。 平成24年度まで、契約の長伐期化、CO2吸収量の販売等を積極的に活用し、可能な限り収支改善に取り組む。 施策を誘導した国にも責任の一端があるので、引き続き国の支援策について提案・要望する。 平成24年度には、以上の取組を踏まえた長期収支見込を作成し、分収林の事業最終年度に返済不能な債務が残る見込みとなった場合には、公社の存廃を含めた事業のあり方や残債務の一括処理策について、全国の公社の動向も注視しつつ、抜本的な改革を検討する。
	【分収林事業】 経常赤字、かつ、分収林を時価評価した場合には実質債務超過となり、総務省基準E判定 伐採期が到来するまで収入が得られず、今後も債務が拡大	分収林契約については、採算性の観点から継続の是非を判断すべきであり、そのため採算林と不採算林の選別が必要 分収林事業は国の施策として行われ、全国的な問題であることから、国が対策を検討しているため、その動向を注視しつつ、3年間を限度として、国への支援策の要望やCO2吸収量の活用等により、できる限りの負債圧縮策を実行 分収林の事業最終年度において返済不能な債務が残ると判断した場合には、公社の存廃を含めた事業のあり方や残債務の一括処理策について、抜本的な改革を検討	
愛知県住宅供給公社 （約429億円 約417億円）	経常黒字、かつ、資産超過のため総務省基準ではA判定だが、分譲宅地は含み損を抱え、実質債務超過の可能性あり 事業資金を借入金に頼っているため、今後、賃貸住宅の建替えの際には、債務が拡大する可能性あり	分譲住宅事業から原則撤退し、土地を早期売却 賃貸住宅のあり方自体について、公社が実施する必要性や需給バランスを十分考慮し、再検証 賃貸住宅の建替時期が到来する時点でニーズを判断した上で、特に採算性のあるもののみを建替えて、ストックをスリム化 賃貸住宅事業は、当面は収益を借入金の償還に優先充当 県が全額出資する特別な法人である公社に対しては、県が経営改革の実効性が上がるよう積極的に関与する必要	分譲住宅事業からは原則撤退し、長期保有地は、実勢価格と簿価や借入金利などを勘案して、早期に処分する。 賃貸住宅のあり方について、高齢者向け住宅を重点的に検討し、建替住宅の供給量は、将来にわたっての需要動向を十分考慮して決定する。 建替対象住宅の選別に当たっては、住宅ごとの立地条件、家賃収入、借入金の償還及び維持管理経費等を十分精査し、厳格に採算性を判断する。 建替えをしない住宅の活用・処分を進め、ストックのスリム化を図る。 賃貸住宅事業の収益については、建替事業の自己資金積立分を除き、借入金の優先償還に充てる。 公社の経営改革の実効性が上がるよう、県として積極的に関与する。